

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社に採用され、B所在の同社C営業所（以下「会社」という。）において、ベアリングの検査業務に従事していた。

請求人によれば、ベアリング検査工程における回転調子確認のため、右手指を頻繁に使っていたため、平成〇年〇月頃から右手が使いづらい感覚があり、また、平成〇年〇月頃、首に違和感を覚えたという。

請求人は、同年〇月〇日、Dセンターに受診し「ジストニア、書痙、脳梗塞の疑い、変形性頸椎症」等と診断され、また、同年〇月〇日、E病院に受診し「ジストニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、手指を酷使用する作業に従事したため手指及び頸部に不随意運動が出現したとして、Dセンターに受診し本件傷病と診断され、E病院にて機能的定位脳手術が施行されたものであり、F医師、G医師及びH医師は、請求人が自訴する書痙及び痙性斜頸を症状と捉え、その原因を本件傷病と述べている。F医師、G医師及びH医師のこの意見は、請求人の臨床症状及び請求人に他の器質的疾患等が認められないことから、当審査会としても妥当なものと判断する。

(2) 請求人は、ベアリングの検査業務等、手指を酷使用する作業に従事したため本件傷病を発症した旨主張するが、本件傷病は、決定書理由に説示するとおり、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」(平成9年2月3日付け基発第65号)の対象疾病ではないため、本件傷病と業務との因果関係について、以下検討する。

(3) G医師は、本件傷病について、「一般に技術を要する細かい動作を反復して行うことで起きやすいことが知られている。」と述べ、南山堂医学大辞典(第20版)においても、「音楽家など精密動作を長時間反復する業務で罹患率が高い。」とされ、緻密な動作の長時間の反復作業等を行う人に本件傷病の発症が比較的多く見られることが示されているが、これは本件傷病の発症に与える影響を示唆しているにとどまるものであり、本件傷病の発症機序において、緻密な動作の反復作業と本件傷病の発症との因果関係が医学的に明確にされているものでは

ない。

また、請求人は、請求人の従事していたベアリングの検査業務がこの緻密な動作の反復作業に当たると主張するが、その検査業務とは目視チェックと手指をベアリングに入れてその回転調子をチェックするものであり、緻密な動作の反復作業に当たるとは認められないものと判断する。

(4) 請求人の業務と本件傷病の発症との関係については、G医師は、「同じ反復動作で全員が本件傷病になるわけでないので、病前の因子が推定されているが、確定されていない。」と判断はできない旨述べているが、F医師は、「業務との関連については、関連を積極的に支持する根拠は見いだせません。逆に否定する根拠もありません。」としながらも、「少なくとも過重労働という状況ではなさそうです。」と否定的な意見を述べている。さらに、H医師は、「発症機序については遺伝性や大脳基底核に障害を及ぼす中毒等との関連は指摘されているが、本件の業務内容は誘因になるとは通常考えられない。」と述べ、因果関係を否定している。

(5) そうすると、本件傷病は遺伝性のもの等があることは認められているものの、業務との関係についてはその発症機序が明確にされていない上、請求人の業務は緻密な動作の反復作業に当たらないこと、請求人の業務と本件傷病との因果関係を認める医師の意見も存在しないことから、当審査会としては、請求人の従事していた業務が原因となって本件傷病を発症したとは認めることはできないと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。